

公益社団法人 日本臨床細胞学会
教育研修指導医認定並びに資格更新に関する施行細則

(教育研修指導医)

第1条 教育研修指導医は、細胞診実施施設に勤務し、本法人の定めた細胞診専門医教育研修要綱に則った研修カリキュラムの指導が可能な細胞診専門医とする。

第2条 教育研修認定施設に常勤する教育研修指導医の中から指導責任者を1名置く。

第3条 教育研修指導責任者は、本法人の定めた細胞診専門医教育研修要綱に則って専攻医の教育を行い、研修手帳に定める目標への到達度を最終評価し、研修修了証明書を作成する。

第4条 教育研修指導医の資格は5年ごとに更新するものとする。

(教育研修指導医の認定)

第5条 教育研修指導医認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類を日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会に提出する。申請資格については、専門医委員会の内規に定める。

1. 教育研修指導医認定申請書。
2. 履歴書。
3. 教育研修指導医講習会受講記録。

(教育研修指導医の更新)

第6条 教育研修指導医資格更新希望者は、次の各号に掲げる書類を日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会に提出する。更新資格については、専門医委員会の内規に定める。

1. 教育研修指導医更新申請書。
2. 履歴書。
3. 教育研修指導医講習会受講記録。

(教育研修指導医資格の喪失)

第7条 教育研修指導医は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

1. 日本臨床細胞学会の細胞診専門医でなくなった場合。
2. 更新時に更新資格要件を満たさなかった場合。
3. 教育研修指導医として著しく不適格と判断された場合。

(認定並びに資格更新の実務)

第8条 日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会において、申請の受理・審査・認定証の発行・更新等に関する実務を行い、理事会に報告する。

(施行細則の変更)

第9条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附則

1. この施行細則は、平成25年11月1日から施行する。
2. 平成28年3月19日 一部改定施行。
3. 2017年(平成29年)3月11日 一部改定施行。